

中国四国農政局消費・安全部地域第二課、倉敷統計・情報センター交渉
(全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時： 平成22年12月21日(火) 18時15分～18時40分(25分)
2. 場 所： 中国四国農政局消費・安全部地域第二課会議室
3. 出席者：

中国四国農政局消費・安全部地域第二課	多田 照夫	地域第二課長
同	仲田 義一	課長補佐(総務)
中国四国農政局倉敷統計・情報センター	幸口 栄二	センター長
同	清水 守	センター次長

全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会	向 建春	執行委員
同	笹木 浩二	執行委員

4. 議 題： 全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会提出 別添「要求書」

5. 議事概要

○多田地域第二課長

本日の交渉に先立ち、提出のあった「要求書」について予備交渉により整理した結果に基づき、1の円滑な業務運営、各業務毎の工程管理を行うとともに職員との意思疎通を図りながら進めること、及び2の超過勤務の縮減を図ることについて交渉を実施します。
その他の事項については、要望事項として整理します。

○向執行委員

本日は秋闘段階の要求書ということで提出させて頂くが、冒頭に、「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」が廃案になり、職員は大変困惑するとともに不安を抱いている。今後の動向について前広に情報提供をお願いしたい。

それでは秋闘段階の要求書ということで、職場で出された課題、問題点をとりまとめ要求書として提出させていただく。

これらの要求事項については、私たちの切実かつ喫緊の課題であり貴職におかれましては、要求事項の解決にむけ特段の努力をお願いします。

1項目だが、「農林水産省設置法の一部を改正する法案」が廃案になったことに伴い、組織再編が見送られ10月以降「米トレサ法、6次産業化」等への対応のための人員配置が行われ、地域第二課の職員数は4月に5名減の14名、さらに10月に2名減の現在12名となっている。

一方、既存業務については効率化への対応が不十分であり、スクラップ&ビルドのバランスがとれておらず、業務量にみあった人員配置が行われていない状況となっている。

業務量の見直しが行われない状況下では、スタッフ性のメリットも十分活かさないことも考えられ、結果、職員に過度の負担がかかっている状況である。

貴職におかれましては、更なる円滑な業務運営と業務量の平準化に努めていただきたい。

2点目だが、本年3月末をもって飼料米の立会業務が民間委託されたことに伴い、地域第二課職員による立会業務は終了したが、ルーチン業務及び緊急的業務について考えると昨年同時期に比べ1人当たりの超過勤務も幾分増加していると把握している。

また、スタッフ性のメリットを活用した業務運営を行う場合も、業務によってはその性格上、特定の職員しか対応出来ない場合も想定されるが、業務量調整を図るなど超過勤務が特定の部署、特定の者に偏らないような業務運営に努めて頂きたい。

また、1点目と共通する部分でもあるが、風通しのよい職場環境に努めるとともに、事前命令の徹底と不要不急の超過勤務を行わないなど、超過勤務の縮減に努めて頂きたい。

さらには、慢性的な超過勤務により体調を崩すことも懸念されることから、職員との意思疎通を十分に図りながら進めていただきたい。

○多田地域第二課長

1の円滑な業務運営については、平成22年度上半期は平成20年度から実施してきた「政府が販売したMA米に関するバラ化中継基地及び配合飼料工場での立会業務」が22年4月から民間委託されたことに伴い、他律的業務が大幅に削減され、業務がより計画的、効率的に行えるようになったこと。緊急対応業務が比較的軽微であったこと。スタッフ化のメリットを生かして担当係を越えた連携が行われていること等により、前年度より業務量の平準化が図られたと考えているが、6月に「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」が廃案となり、10月1日に予定していた組織再編が見送られたため、米トレーサビリティ、6次産業化等の推進のため人事異動を行い地域第二課の職員数が10月から12名になったことにより、スタッフ化による業務処理を更に進める必要性が生じていますが、スタッフ化による対応にも限界があることは十分に承知しています。

今後より一層の円滑な業務運営に努め、業務が一部職員に偏らないように業務毎に工程管理を行い、職員との意思疎通を十分に図りながら、行政サービスの低下を来さないように効率的で迅速な対応ができるよう配慮して参りたい。

2の超過勤務については、超過勤務は公務を的確に遂行する上で必要不可欠な場合に、当局の責任において、勤務時間終了前に具体的業務の内容及び終了時間を示して命令するものです。

これまでも超過勤務の縮減は、「中国四国農政局超過勤務縮減対策会議決定」に基づき取り組んできたところです。

今年度も「地域第二課超過勤務縮減対策委員会」を2回開催し、効率化のための事務処理方法の見直し、コスト意識の向上を図るとともに「超過勤務縮減対策申し合わせ事項」の励行、会議等で超過勤務状況の報告、メリハリある業務運営や健康管理等の検討及び注意喚起を行いました。

また、毎週水曜日及び金曜日・毎月22日のパートナーシップの日等に管理職等で定時退庁を呼びかけています。

しかしながら、超過勤務の状況は「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」が廃案となった

ことに伴い、10月以降一部業務が食糧部へ移管されたが、6次産業化法案成立を見据えての人事異動等が行われ人員減になったこと、緊急対応業務が多数発生したため12月以降の超過勤務が増加傾向にあります。11月末現在で年間実績比35%減であったが、12月分は前年同月比50%増になっており、月により増減幅が大きくなっています。これは緊急業務の増加、業務処理の迅速化に対応し早期処理を行うため、処理内容が複雑化していることに起因していると思われます。

業務の円滑な推進は勿論であるが、職員の健康に配慮しながら業務計画を策定、また状況を見ながら柔軟に変更等を行い業務運営を実施して参りたい。

業務計画の策定及び変更については、職員の皆さんとの意思疎通を十分に図りながら実施して参りたい。

○笹木執行委員

超過勤務の縮減関係についてだが、倉敷統計・情報センターにおいても10月の異動等により2名減の8名となっている。業務計画をしっかりと立てて不要不急の超過勤務を行わないのが基本であると考え、人員減により不測の事態も想定されることから、工程管理をしっかりと行うとともに、スタッフ制のメリットを十分活かし業務運営を行うようお願いする。

○幸口センター長

本年度の業務運営については昨年度末からの職場内での協議を経て、主要な業務分野にそれぞれ主務者(進行管理者)、副主務者(主務者同格)並びに担当者を置き、業務分担表に基づき進めてきたところである。

統計分野では10月以降の大きな業務対応の変更はなかったものの、当センターは現在異動等により2名減となっている。

現在、これらを踏まえて新たな業務分担を提起し、ご理解を得るなかで、職員の皆さんにはそれぞれの業務を積極的かつ適切に遂行いただいている。とりわけ現在、戸別所得補償等に係る新規業務は大豆特定筆調査を中心にピークとなっており、スタッフ制を生かし職員相互で協力しながら業務を進めていただいているところであるが、業務運営にあたってはセンター内の状況を的確に把握しつつ、職員の皆さんとの意思疎通を図りながら進めて参りたい。

超過勤務の縮減については毎週水曜、金曜、ならびに毎月22日を「定時退庁日」として終業前には声かけをさせていただくとともに、特に12月は中国四国農政局の方針に則り、統計部の超勤縮減委員会の決定をうけて、毎日、定時退庁の指導しており、職員から超勤の申し出があった場合は内容を精査することとしている。

今年は当センターでは月30時間を超える職員はおらず、また、職員毎の大きな差はないと認識している。

また、職員の皆さんには、これまで同様、不要不急の超過勤務をしないこと、仕事の優先順位を意識し、早め早めの報告、連絡、相談で問題・課題のあと送りをしないことなどをお願いするとともに、超勤縮減を意識して、個別業務それぞれのスケジュールに沿った具体的な進行管理を改めてお願いしたい。

センターの業務は時期により差があり、また、今年は人員的にも厳しいことは認識しており、これまで同様に所内ミーティングなどの各種機会を通じて各業務の進行状況などを共有し、一層の平準化に努めて参りたい。

○向執行委員

再度のお願いになるが、人員減のなか職員にとって過度の負担とならないよう、円滑な業務運営と業務量の平準化に尽力をお願いします。

また、超過勤務については課長及びセンター長の管理運営事項であるので、引き続き適切に管理をお願いします。

○多田地域第二課長

了解した。今後とも宜しくをお願いします。

なお、要求事項のその他については、冒頭にも申し上げたとおり要望事項として整理させて頂き

く。

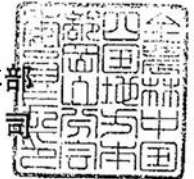
これで終了する。

以上

10全農林中四国岡山要求第1号
2010年12月21日

中国四国農政局消費・安全部地域第二課
課長 多田 照夫 殿

全農林労働組合中国四国地方本部
岡山分会委員長 原 田 英 司



要 求 書

私たちは、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。
これらの要求事項は、私たちの切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれましては、
要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

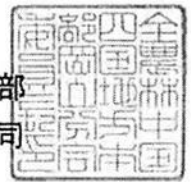
- 1 農林水産省設置法が廃案となったことに伴い組織再編が見送られ、10月1日以降の米トレサ、六次産業化等への対応のための人員配置が行われたが、既存業務の効率化への対応は不十分であり、スクラップ&ビルドのバランスがとれていない。
業務の更なる効率化及び業務量に見合った人員配置を行うとともに、スタッフ制のメリットを十分に生かした業務運営を行うこと。
また、円滑な業務運営を行うために、各業務毎の工程管理を行うとともに職員との意志疎通を十分に図りながら進めること。
- 2 厳格な勤務時間管理体制を確立するとともに、事前命令の徹底、実行ある超過勤務の縮減対策の実施により、超過勤務の縮減を図ること。
また、業務量に見合った人員配置を行うなど超過勤務の増大につながらないような体制整備に努めること。

以 上

10全農林中四国岡山要求第1号
2010年12月21日

中国四国農政局倉敷統計・情報センター
センター長 幸口 栄二 殿

全農林労働組合中国四国地方本部
岡山分会委員長 原田 英司



要 求 書

私たちは、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。
これらの要求事項は、私たちの切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれましては、
要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

- 1 農林水産省設置法が廃案となったことに伴い組織再編が見送られ、10月1日以降の米トレサ、六次産業化等への対応のための人員配置が行われたが、既存業務の効率化への対応は不十分であり、スクラップ&ビルドのバランスがとれていない。
業務の更なる効率化及び業務量に見合った人員配置を行うとともに、スタッフ制のメリットを十分に生かした業務運営を行うこと。
また、円滑な業務運営を行うために、各業務毎の工程管理を行うとともに職員との意志疎通を十分に図りながら進めること。
- 2 厳格な勤務時間管理体制を確立するとともに、事前命令の徹底、実行ある超過勤務の縮減対策の実施により、超過勤務の縮減を図ること。
また、業務量に見合った人員配置を行うなど超過勤務の増大につながらないような体制整備に努めること。

以 上